

# 中長期的な展望に立った海岸保全検討会

## 中間取りまとめ 骨子（案）

はじめに

平成 15 年 10 月に閣議決定された社会資本整備重点計画（以下「重点計画」という）は、社会資本整備に係る計画の重点を、政策目標の実現に向けて国民が享受する成果の発揮に転換するとともに、政策目標の実現に係る事業間の連携を一層深めるために、事業分野別に統合したもの。計画の最終年度にあたる今年度において、重点計画が掲げた政策目標の達成状況を評価するとともに、次期の重点計画の策定に向け、昨今の社会経済情勢の変化を踏まえつつ、新たな政策目標の設定を行うことが必要。

一方、平成 12 年 5 月に海岸法に基づく海岸保全基本方針（以下「基本方針」という）を国が策定し、これに基づく海岸保全基本計画（以下「基本計画」という）が各都道府県知事により順次策定された結果、平成 18 年 3 月には、すべての海岸において、基本計画が策定されることとなった。こうした状況の中、重点計画の見直しに係る検討と並行し、長期的な視点に立って、海岸に対する今日的な要請や新たな政策課題について、検討を加えることが肝要。

このような状況に鑑み、「中期的な展望に立った海岸保全検討会」（座長：磯部雅彦 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授）を設置し、新しい時代に対応した海岸保全の中期的な方針を取りまとめた。今後は、当該方針を踏まえ、次期の重点計画を策定するとともに、必要に応じ基本方針の見直しを検討。

## 第 1 章 海岸を取り巻く現状と課題

### 1-1. 海岸行政を取り巻く状況

- 平成 13 年 1 月の省庁再編以降、あらゆる分野で行政改革が進行。その間、市町村合併の進展、三位一体改革等国と地方の関係にも大きな変化が生じたところ。
- 海岸を含めた社会資本整備に対し、国土形成計画法（平成 17 年 7 月）、景観法（平成 16 年 6 月）、自然再生法（平成 14 年 12 月）、海洋基本法（今国会で審議中）等により、多様な視点からの要請が拡大。また、引き続き公共工事のコスト縮減の取組が進行。
- 台風や大型低気圧等による高潮被害が頻発。とりわけ、平成 17 年 8 月に発生したハリケーン・カトリナによる被害は、わが国のゼロメートル地帯等の高潮に対する脆弱性を指摘する結果。
- 東海地震や東南海・南海地震、首都直下地震の発生懸念の中、中央防災会議において、これらの地震に対する大綱を決定。また、平成 16 年 12 月のスマトラ沖地震による津波の被害は、わが国における津波対策の緊急性をあらためて指摘する結果。

### 1-2. わが国の海岸の現状と課題

- わが国の海岸線延長は、約 3 万 5000km と世界第 6 位の水準にあり、人口や面積あたりで比較しても世界の上位である。
- わが国の沿岸地域は、災害に対して極めて脆弱な国土構造。三大湾沿岸等には

ゼロメートル地帯が広がり、500万人以上が生活。また、津波、高潮、侵食による被害が、全国の海岸線で頻繁に発生。

- 海岸事業は、昭和31年の海岸法制定以前から、台風等の来襲に備えた高潮対策や侵食対策等を実施。また、海岸法制定後は海岸保全区域を指定し、直立堤防や消波工の設置により、長い距離の海岸に対して早急な対策をとるための整備が進められてきた。昭和50年代からは、離岸堤・潜堤や人工リーフと護岸等を組み合わせた面的防護方式により、防護効果を高める取組を推進。平成に入ると海岸における多様な要請に応えることが求められるようになり、平成11年の海岸法改正では、従来の防護に加え、環境、利用の調和のとれた海岸保全を推進することとなった。
- わが国の約3万5000kmの海岸線のうち、1万4756kmが要保全海岸であるが、このうち37%でまったく海岸保全施設が未整備の状況。

海岸保全施設の整備は、農林水産省農村振興局・水産庁、国土交通省河川局・港湾局が所管しており、高潮対策、津波対策、侵食対策、海岸環境整備等を連携して実施。
- 海岸行政においては、原則として都道府県知事（港湾内では港湾管理者、漁港内では漁港管理者）が海岸管理者となっており、法定受託事務としての海岸保全基本計画の策定、海岸保全区域の指定、海岸保全施設の工事に係る海岸保全区域の管理等、並びに自治事務としての海岸保全区域、一般公共海岸区域の占用の許可、日常的な海岸保全区域の管理等を実施。ただし、直轄工事を実施する場合には、主務大臣が海岸管理者の権限を代行するほか、沖ノ鳥島のように国土保全上極めて重要であり、都道府県知事が管理することが著しく困難又は不適當な海岸においては、主務大臣が海岸管理を行うこととされている。
- わが国の特に太平洋側の海岸線では、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震、首都直下地震、東海地震、東南海・南海地震等大地震の切迫性が報告されているが、これに対応した海岸保全施設の整備・耐震性の確保といったハード対策や、津波ハザードマップの整備、防災訓練の実施といったソフト対策の両面ともに、必ずしも十分でない状況。そのような中、平成17年3月の「津波対策検討委員会提言」（国土交通省）を受け、津波防波堤・海岸堤防の整備、津波防災ステーションの整備や、津波ハザードマップの整備、GPS 波浪計による情報提供機能の充実等ハード・ソフト一体となった総合的な津波対策が進められつつあるところ。
- 平成16年の台風被害をはじめとして、既往最大実績を上回る高潮・高波による被害が発生。とりわけ菜生海岸での高波による被害は、これまでの海岸災害では経験のない形態での被災であった。このため、菜生海岸災害と同様に、パラペットが倒壊した場合、背後地に立地する民家等に対して人的被害を含む壊滅的な被害を生じるおそれがある海岸について緊急点検を実施し、概ね5年間で壊滅的被害の防止対策を講じているところ。

■ 平成 17 年 8 月のハリケーン・カトリーナによる米国ニューオリンズの被害の報告は、わが国の三大湾をはじめとするゼロメートル地帯における高潮対策を問い直す結果。このため、平成 18 年 1 月の「ゼロメートル地帯の高潮対策検討会提言」（国土交通省）では、防護施設の着実な整備と信頼性確保に最重点を置くとともに、大規模な浸水被害を想定した場合の被害の最小化対策を講じることとしており、これを受け、海岸堤防等の緊急点検、三大湾での地域協議会の設置、減災対策を目的とした「津波・高潮危機管理対策緊急事業」の創設、防災訓練の実施等の施策が進行中。

■ 大規模地震の発生が危惧される中、わが国の海岸堤防のうち、耐震性が確保されているものは全体の 27%に過ぎない状況であり、三大湾地域等高潮に対する脆弱性が指摘されるゼロメートル地帯においても、耐震性の点検・調査さえも行き届いていない状況。

こうした状況の中、平成 17 年度には、津波ハザードマップの作成支援、津波情報提供施設の設置等ソフト対策支援を主眼とした「津波危機管理対策緊急事業」を創設し、平成 18 年度には、これをゼロメートル地帯の高潮対策にも拡充した「津波・高潮危機管理対策緊急事業」を創設、平成 19 年度からは、緊急かつ計画的に海岸保全施設の耐震対策を進めるための「海岸耐震対策緊急事業」を創設。

■ わが国の海岸保全施設の整備は、戦後から昭和 40 年代頃に急速に整備が進められたため、現在では、既存の海岸保全施設においては、築造後経過年数が長いものが多く、三大湾等人口・資産が集積する地域においても、築造後の経過年数が長いものが多い。こうした施設について、老朽化し、所要の機能が果たせないものも一部確認されていることから、全体的な点検・評価の手法が確立に向けた取組を進めているところ。

■ 近年、海岸侵食の急速な進行により、海辺の良好な環境を損なうことや、海辺の利用に影響を与えるだけでなく、砂浜による波浪や高潮の低減効果を失うことにより、被害を増大することが懸念。これらの原因は、河川構造物の設置や過去からの砂利採取に伴う河川からの供給土砂の減少や沿岸構造物による沿岸漂砂の流れの変化等があげられるが、実際にはこれらが複雑に絡み合っているところ。

これらに対する対策として、現在、突堤・離岸堤・ヘッドランド等の構造物による沿岸漂砂の制御、サンドリサイクル等による養浜工等が進められているが、抜本的な対策として、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理に関する取組が開始。

■ 海岸は、海陸の接点であり、特に我が国の国土は南北に長大で寒冷帯から亜熱帯まで広がっていることから、海洋生物や植物にとって良好で豊かな生息・生育空間であるとともに、美しい砂浜や荒々しい岩礁等の独特の自然景観を有し、我が国の文化・歴史・風土を形成しているため、海岸保全施設の整備にあたり、砂浜や緩傾斜堤防の整備といった防護効果に加え、そうした環境の保全や景観にも

### 配慮した取組を推進

- 海岸の汚損や海浜への車の乗入れ等無秩序な行為や適正でない行為等により、美しく、豊かな海岸環境が損なわれている。

また、最近では、海岸に大量に漂着した流木やゴミ、危険物等の処理問題が顕在化。このため、平成 19 年 3 月には、「漂流・漂着ゴミ対策に関する関係省庁会議取りまとめ」（事務局：環境省地球環境局）において、漂流・漂着ゴミに関する状況の把握、国際的な対応を含めた発生源対策、被害の著しい海岸における漂流・漂着ゴミ対策等が取りまとめられ、地方公共団体や関係省庁が連携して解決にあたることを明示。これを受け、平成 19 年度には、従来の「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」の拡充をはじめ、地方公共団体等に対する財政支援措置を講じるとともに、海岸における漂着ゴミ等危険物対応ガイドラインを策定することとするなどの取組を推進。

一方、海岸法に基づく市町村による海岸管理、行為の規制等により、海岸における良好な環境や貴重な生物の生息・生育環境の保全に係る取組が進行。

- 海岸は、様々なレジャーや伝統行事、イベント等が行われるとともに、地域における交流の場として活用。このため、砂浜の再生や海辺へのアクセスの整備、海岸清掃等の取組が進行。
- 本年 2 月の気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の発表では、地球温暖化がこれまで以上に進行しており、21 世紀末の地球の平均気温は 1.8~4.0° 上昇し、このため平均海面水位も 18~59cm 上昇するものと予測。わが国の平均海面水位をみても、年毎の変動はみられるが、ここ 20 年の上昇水位は 0.38cm であり、2004 年は過去 100 年で最高の数値を示しており、全国の各観測地点でも、これを反映した同様の上昇傾向がみられるところ。

## 第2章 海岸保全の基本理念

四面環海のがわが国において、海岸は、海陸が結節する位置において、国土の形状・構造の基礎となるもの。国土狭隘ながわが国にあつては、沿岸地域に多くの人口・資産が集中していることから、海岸は、安全で活力ある地域社会の実現に向け、様々な要請が具体化される活動の場である一方、多様な生物の生息・生育環境がそうした諸活動の影響を受けることも懸念される空間。

これらのことから、国民共有の財産として「美しく、安全で、いきいきした海岸」を次世代へ継承していくことを、今後の海岸の保全のための基本的な理念とする。

こうした認識の下、今後は、安全で美しい国土の再構築と継承を先導するために、長期的視点に立った持続可能な海岸づくりを国と地方が相互に協力しつつ推進。

- 第一に、防災と減災のバランスのとれた海岸づくりを推進。
  - 人的被害の最小化を最優先課題として取り組む。このため、防災・減災両方の観点から、所要の安全水準を確保するため、既存ストックの有効活用を含め、海岸保全施設の整備を一層推進。
  - 限りある投資余力の中で、ハード整備の効果を最大限発揮させるとともに、減災の観点から、被害を最小限に食い止めるため、津波・高潮ハザードマップの整備、避難・誘導策の充実等ソフト施策を一体的に推進。
- 第二に、美しい国土の継承の観点から、防護・環境・利用のバランスのとれた海岸づくりを推進。
  - 侵食により、貴重な国土が失われている現状を踏まえ、汀線の防護・回復を進めるとともに、領土・領海保全の観点から重要な岬や離島の侵食対策を推進。また、海浜自体の津波・高潮からの防護効果を適正に評価しつつ、山地から海岸までの一貫した総合的な土砂管理を推進。
  - 海岸が、名勝や優れた日本の原風景を構成すること、貴重な生物の生息・生育空間であること等に配慮し、海岸環境への影響を極力回避した海岸づくりを進めるとともに、海岸は地域の個性や文化を育んできていること等から、地域の特性を生かしつつ、価値観の多様化を踏まえ、防護と環境、さらには利用のバランスのとれた総合的な海岸保全対策を推進。また、流木やゴミの漂着等とりわけ顕在化している課題に対しても、国と地方が協力して対処。
  - 海岸が、海水浴等夏期の一定期間におけるレジャーの場である現状に加え、体験活動、学習活動、健康の場として機能し、さらには地域における貴重な観光資源であることに配慮し、地域住民や観光客が通年利用できる空間としての整備を推進。
- 既存施設の老朽化・耐震性の観点から、適正な維持・管理や改良を計画的に進めることにより、海岸保全施設が所要の機能を確保し続けるための対策を推進。この際、本格的な人口減少時代の到来を前にした限りある投資余力の中で、開発型投資と維持管理型投資のバランスに十分に配慮。

- 海岸の保全は、国と地方が相互に協力して行うものとする。その際、海岸保全施設の整備については、国が最終的な責務を負いつつ国又は地方公共団体が進めていくものとし、それ以外の日常的な海岸管理については、地方公共団体が主体的かつ適切に進めていく。地方公共団体においては、地域住民やNPO等の多様な主体と連携し、地域の意向に十分配慮した海岸の保全を進めていく。なお、国土保全上極めて重要な海岸で地理的条件等により地方公共団体が管理することが著しく困難又は不適當なものについては、国が直接適切に管理する。
- 新たな「公」の考え方を基軸とする地域の防災・環境保全・海岸利用に係る体制の整備を推進。
  - 災害からの防護については、自助・共助・公助のバランスの取れた取組が一層必要。
  - これまで、政策の調整・決定・実施においては、海岸管理者や地元市町村等行政が主導的役割を果たしてきたが、今後は、地域住民や地縁コミュニティ、NPO、企業、行政等が協働してあたる新たな「公」の概念に基づく地域の防災・環境保全・利用に係る体制の整備を推進。

### 第3章 海岸保全に関する分野別取り組み方針

#### 3-1. 取り組み方針

■ 第2章の基本理念を実現するために、政策目標を以下のとおり設定。

##### (1) 津波からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減

###### 【背景・課題】

- ・平成16年12月に発生したスマトラ沖地震に伴う大規模な津波では、津波被害の悲惨さを再認識した。
- ・わが国でも、東海・東南海・南海地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などに伴う大規模な津波の発生のおそれが高まっているが、津波に対する所要の安全水準を確保した海岸保全施設の整備は未だ十分な水準に至っていない。また、ハード整備と一体的に推進すべきソフト対策も不十分である。

###### 【取り組むべき施策】

- ・「人的被害を最小化する」ことを緊急かつ最優先の課題として取り組む。
- ・防護の必要な海岸においては施設の計画的な整備を一層推進し、所要の安全性を確保する。同時に、水門の閉鎖時間の短縮が図られるよう、自動操作化等の機能の高度化を推進する。また、津波ハザードマップによる災害危険度情報の共有や、津波・高潮防災ステーションの整備等により海岸の危機管理機能の高度化を推進する。
- ・加えて、「自助」、「共助」、「公助」の役割分担と連携のもと、継続的な防災訓練や地域外住民も含めた海岸利用者に対する安全教育等による津波防災意識の啓発、地域と協力した防災体制の整備、及び全国統一された避難標識の活用等による地域の避難体制の充実を推進する。
- ・特に、東海・東南海・南海地震や日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等による津波被害が想定される沿岸域（重要沿岸域）において、ハード整備を着実に進めるとともに、想定を超える津波に対しても人的被害を最小化するソフト対策を一体的に進める。
- ・さらに、施設が被災しても、壊滅的な被害を避けるための構造面の検討やソフト施策を推進する。

##### (2) 高潮からの防護による生命・財産の安全性の確保、被災の軽減

###### 【背景・課題】

- ・高潮に対して所要の安全水準を確保した海岸保全施設の整備は未だ不十分であり、平成16年には高知県の菜生海岸における高波による堤防倒壊や、香川県高松市等における大規模な浸水被害など、近年でも高潮や波浪等による被災が頻発している。
- ・また、平成17年8月末の米国におけるハリケーン・カトリーナによる高潮災害では、ゼロメートル地帯において高潮被害が発生すれば壊滅的な被害をもたらすことを再認識させられた。わが国の三大湾等のゼロメートル地帯には人

口・機能が集積しており、このような地域が一旦浸水すれば社会経済への影響は膨大である。

**【取り組むべき施策】**

- ・「人的被害を最小化する」ことを緊急かつ最優先の課題として取り組む。
- ・防護の必要な海岸においては、高潮防護施設の計画的な整備を一層推進し、計画高潮位に対して安全性を確保する。
- ・特に、ゼロメートル地帯や近年の浸水被害が発生した地域等において、ハード整備を着実に進めるとともに、想定を超える高潮に対しても人的被害を最小化するソフト対策を一体的に進める。
- ・また、被害最小化対策として、高潮ハザードマップによる災害危険度情報の共有や浸水区域の拡大防止のための浸入水制御、最適な排水計画の立案、津波・高潮防災ステーションの整備等による海岸の危機管理機能の高度化、地域と協力した防災体制の整備や避難地の確保、浸水時にも機能する避難場所等の確保や的確な避難誘導のための情報提供などを推進する。

**(3) 大規模地震への耐久性の保持による生命・財産の安全性の確保**

**【背景・課題】**

- ・東海・東南海・南海地震、首都直下型地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震など大規模な地震の発生のおそれが高まっているが、わが国の海岸保全施設には必要な耐震性を有していない施設や耐震診断調査を実施していない施設が多く、大規模な地震の発生により海岸保全施設の機能が低下した場合には、所要の安全性が確保できなくなる懸念が大きい。

**【取り組むべき施策】**

- ・耐震調査手法の改良・普及等により、耐震調査未実施区間における調査を促進する。
- ・海岸保全施設の機能低下により通常の潮位で浸水被害が生じるゼロメートル地帯等や三大湾等の人口・資産の集積地域等について、海岸保全施設の耐震性を強化する。
- ・事業実施にあたり、コスト縮減等の導入・普及を推進し、耐震化の促進を図る。

**(4) 海岸保全施設の老朽化対策の推進**

**【背景・課題】**

- ・伊勢湾台風を契機に築造された堤防が多く、施設整備から50年を迎える施設が今後増加することから、老朽化に伴う海岸保全施設の機能低下が懸念される。
- ・したがって、ストックマネジメントの観点から、海岸保全施設の老朽化問題に対し、計画的に取り組むことが必要である。
- ・また、民有護岸については、劣化状況の把握や老朽化対策の検討が必要である。

**【取り組むべき施策】**

- ・老朽化した海岸保全施設の状況を適切に把握するため、計画的な点検を実施した上で、維持管理計画の策定による計画的な維持管理を実施し、施設の耐久性を向上する。
- ・老朽化に伴い破損等のおそれがある海岸保全施設については、適切な更新を推進する。
- ・さらに、海岸保全施設の老朽化の程度を系統的に評価する方法を検討するなど、ライフサイクルを通じたコストを最小化するための取り組みを推進する。

#### (5) 侵食に対する防護による国土の保全

##### 【背景・課題】

- ・全国の海岸で砂浜の侵食が進行しており、貴重な国土が失われている。
- ・砂浜が海岸保全にとって有効という考え方のもと、侵食が進行している海岸においては、現状の汀線を防護することを基本的な目標とし、さらに必要な場合には、汀線の回復を図ることを目標として取り組む必要がある。
- ・その際、上流から沿岸までの土砂の移動の連続性を勘案し、砂の移動する範囲全体において、土砂収支の状況を踏まえた広域的な視点に立った総合的な土砂管理が重要な視点である。

現状維持だけでなく、侵食された海岸を回復するため、土砂を資源として捉えた有効活用方策の検討・推進が必要である。

##### 【取り組むべき施策】

- ・国土保全の観点から侵食対策を推進し、汀線の防護・回復を図る。
- ・領土・領海の保全の観点から、重要な岬や離島における侵食対策を推進。
- ・侵食対策の実施にあたっては、河川からの土砂供給や、養浜、サンドバイパス等による浚渫土砂の活用等の技術開発を推進しつつ、関係機関等の連携による総合的な対策を推進する。(ダム、砂防、河川、漁港、港湾等を含む)
- ・また、関係する機関と連携して、海岸地形のモニタリングを推進する。

#### (6) 豊かで美しい環境の保全と回復

##### 【背景・課題】

- ・名勝や優れた景観、貴重な生物の生息生育空間等、豊かで美しい海岸環境が損なわれつつある。
- ・海岸の環境容量は有限であることから、海岸環境に支障を及ぼす行為をできるだけ回避することが重要であるとともに、越波や海岸侵食が周辺の生物環境に与えている影響についても考慮が必要である。

##### 【取り組むべき施策】

- ・名勝や優れた景観、貴重な生物の生息生育空間等、豊かで美しい環境を有する海岸は、その保全・回復に対し十分に配慮する。
- ・さらに、藻場・干潟の創出、ウミガメ等の産卵環境の保全等、生物生息環境の

積極的な保全・回復を推進する。

- ・また、流木やゴミの海岸への漂着問題に対して適切に対応する。

#### (7) 海辺の利用空間の充実、親しめる環境の創出

##### 【背景・課題】

- ・海岸は、海水浴等の利用に加え、様々なレジャーやスポーツ、体験活動・学習活動の場及び健康増進の場としての利用がなされているが、海岸保全施設の整備に伴い、景観や利便性、海辺へのアクセスが損なわれる懸念がある。
- ・地域社会の生活環境の向上に寄与し、人々が海辺に親しむことができ、日常生活に潤いを感じられる環境を充実することや、地域づくり、まちづくり、観光、歴史・文化の再生にも寄与する保全のあり方が重要である。
- ・親水性を有した階段護岸や緩傾斜堤防等の整備については、現場にフィットする形で実施すべきである。

##### 【取り組むべき施策】

- ・地域住民やNPOとの連携強化により、積極的に地域住民等が環境や利用の向上に資する活動（清掃活動、マナー向上活動等）等に参加できる仕組みづくりや、海岸・海浜の利用を高めるための施設の整備等を推進する。
- ・景観や利便性を著しく損なう施設の汚損、放置船等に適切に対処する。
- ・高齢者や障害者、子ども等が日常生活の中で海辺に近づき、身近に自然と触れ合えるよう、施設のバリアフリー化を推進する。
- ・教育・交流・地域活性化の場としての海岸利用について、地域特性に応じたルールづくりを支援する。

#### 3-2. アウトカム指標（案）

（別紙参照）

## 第4章 政策の推進に向けた取組

### 4-1. 海岸保全施設の整備・投資のあり方

- ・海岸の現場では、昨今頻発している高潮被害への対応や、浸水被害に極めて脆弱なゼロメートル地帯における対策、切迫する大規模地震による津波に対する対策、堤防・護岸等の老朽化対策、侵食対策等の非常に緊急的あるいは逼迫した問題があり、特に安全の問題についてまず、解決しなければいけない。その一方、海岸の環境や利用との調和、まちづくりとの連携や地域住民との連携などの課題が存在する。
- ・このため、緊急的には災害から海岸の防護を図ることにより安全性を確保することに最も重点を置くものの、新たなものを作り出すばかりでなく今あるものを保全することも念頭に置きつつ、長期的な視点を持って、海岸の環境や利用にも配慮した海岸整備を推進することにより、海岸の防護、環境、利用が調和するよう、総合的に海岸の保全を推進するものとする。さらに、河川とは異なり海岸が国土を形づくるラインであることを認識しつつ海岸の整備を推進するものとする。これらの大規模自然災害や領土・領海にかかる国土保全などについては、必要に応じ国の積極的な関与により、適切に対応する。
- ・また、個別事業の実施にあたっては、地域の要請や社会の動向等を的確に把握し、客観的指標による厳格な事業評価を行うとともに、計画手法や基準の見直し等による工事コストの低減、整備効果の早期発現による時間的コストの低減、政策目標の達成に向けた重点化等々による総合的な視点から海岸保全施設のコストの低減等に努める。

### 4-2. 広域的・総合的な視点からの取組の推進

- ・海岸事業において海岸保全は一つの成果であるが、背後の都市づくりや、地域振興などにも貢献するものである。一体的に社会経済活動を展開する地域全体の安全の確保、快適性や利便性の向上に資するため、海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況や土地利用の状況、海岸の利用や環境、海上交通、漁業活動等を勘案し、関係する行政機関とより密接な連携を図り、広域的・総合的な視点からの取り組みを推進する。
- ・海岸における防災においては、災害に対する安全の確保のために、想定される外力と海岸背後地の人口、資産、社会資本等の集積状況等に基づいて的確な被災の想定を行い、海岸保全施設によって防護するハード面での対策を推進すると共に、迅速な避難等災害時の対応方法に関する情報伝達や防災体制の強化等によるソフト面での対策を充実することにより、ハード・ソフトが一体となった総合的な対策を推進する。
- ・海岸は、海と陸が接する独特な空間であることから、様々な利用の可能性を秘めている。海岸の有する特性をさらに広く適切に活用していくため、広域的な利用の観点も念頭に置きつつ、レジャーやスポーツの振興、自然体験・学習活

動の推進、健康の増進、自然との共生の促進及び観光振興への寄与等のため、まちづくりや、海岸及びその周辺で行われる様々な施策との一層の連携を推進する。

- ・ 海岸だけでなく、沿岸部における関連する施設との防護水準の整合の確保等、関係機関との連携の下に、一体的・計画的な施設整備を推進する。
- ・ また、砂浜の整備・保全等により、海岸の防護を図るとともに、海岸の環境や利用、景観等の調和のとれた海岸整備を推進する。
- ・ 生物に配慮した施設整備を行うことにより、生物の生息生育環境と調和した海岸作りを推進する。

#### 4-3. 地域との連携、海岸に関わる教育

- ・ より良い計画の実現といった観点から、計画や設計段階から、行政と地域住民やNPO等が連携するなどの仕組みを充実する。また、先導的にこれらの取り組みを進める海岸について支援していく。
- ・ 海岸におけるゴミ対策や清掃等海岸の美化について、地域住民やNPO等の協力を得た取組を一層推進するほか、これらの取り組みに参加しやすい仕組みづくりを支援する。また、無秩序な利用やゴミの投棄等により海岸環境が悪化しないよう、モラルの向上を図るための啓発活動を支援する。さらに、環境教育や、地域が主体となった海岸における活動を支援する。こうした取り組みにより、海岸を身近な空間として認識してもらうことにより、地域住民と海岸との関係を一層緊密にしていく。
- ・ 海岸は、漁業活動や地域の伝統行事の場となっている等、海岸の有する自然や風土が地域の個性や文化を育てている。また、防災面、環境面、利用面において、それぞれの地域に存在する知恵やネットワークが重要な役割をはたしている。これら海岸における地域の固有の文化・知恵は、地域住民やNPO等の活動により、伝承されるものであることから、その活動の基盤づくり等の支援に努める。
- ・ 地域特性に応じた海岸利用のルールづくりや安全で適正な利用に必要な情報の提供を進める。

#### 4-4. 地球温暖化による海面上昇への対応

- ・ 地球温暖化に伴う海面上昇については、IPCC第4次評価報告第1作業部会報告書によれば、21世紀末の平均海面上昇量は18cm~59cmと推定され、ゼロメートル地帯の拡大や、砂浜の消失等による高潮・高波被害の増加等の影響が生じる恐れがあり、国として積極的な関与が必要。地球温暖化に伴う潮位、波浪等の変動についての監視、地球温暖化についての調査・研究を進めるとともに、実際の状況の変化に応じた対応が可能となるよう、状況の変化の度合いに応じた海岸保全施設の整備のあり方等について検討を進める。

- ・また、民間を含めた幅広い分野と情報共有を図りつつ、国際的な技術交流を含めた技術交流等を推進する。
- ・さらに、自然災害の外力増加に対しても強靱な国土の構造、経済政策への誘導する施策について検討を行う。

#### 4-5. 調査研究及び情報の提供

- ・海岸は防災面、環境面、利用面それぞれにおいて、地域毎に異なる特徴を持つ多様な空間であるため、それぞれの特徴に応じた多様な技術の開発を進めるとともに、それらに対応できるような弾力性の高い技術基準を検討する。また、地域の環境や、景観、文化に配慮したきめ細やかで且つ効率的な海岸整備を進めるため、海岸に関する基礎的な情報に関する収集・整理を行うとともに各種の調査研究を推進する。
- ・海岸保全施設の老朽化や海岸侵食のメカニズム、新工法や事業評価手法等の種々の課題に関する研究開発を推進する。また、災害時における的確な対応がとれるよう、津波・高潮ハザードマップ等を作成するための浸水区域図や避難情報の提供等、海岸に関する各種情報を整理・収集し、公開・活用するための仕組みづくりを検討する。さらに、民間等を含めた幅広い分野と連携しつつ、津波、高潮の予測情報の提供に向けて技術開発を行うとともに、予測情報を公開・活用するための仕組みづくりを検討する。
- ・津波対策など、日本に蓄積されている技術を国際的にPRするなど、防災分野における日本の国際社会での取り組みを推進する。国内においても、海岸で行われるイベント、活動の開催情報等を提供するなどし、海岸と地域の人々とのつながりを強化するとともに、海岸事業の重要性や災害時の避難方法等、海岸に関する知識の共有を進める。